

平成 28 年 9 月 26 日

労災レセ電対応に関するパッチ提供分

1. 入院室料加算の差額請求に関する対応（入院）

入院室料加算の差額請求について、労災医科診療行為マスタ（101801150～101801180）が公開され、日レセにおいてもマスタ更新データを提供致しましたが、入院室料加算と同様に、下記ルールにより診療行為コードを作成する事で、労災医科診療行為マスタと異なる金額設定での算定を可能としました。

入院室料加算（個室・甲地）差額請求	・・・	0959421XX
入院室料加算（2人部屋・甲地）差額請求	・・・	0959422XX
入院室料加算（3人部屋・甲地）差額請求	・・・	0959423XX
入院室料加算（4人部屋・甲地）差額請求	・・・	0959424XX

（XXは01から99まで任意の数字）

（入院室料加算の差額請求は、適用開始を平成28年4月以降の日付で作成してください）

レセ電データ記録について、上記コードで診療行為入力を行った場合（診療区分「80」）は、レセ電データ作成時に下記診療行為コードに自動で置き換えます。

診療行為コードが“0959421XX” の場合、“101801150” に置き換えます。

“	0959422XX”	“101801160”	”
“	0959423XX”	“101801170”	”
“	0959424XX”	“101801180”	”

又、データチェックで行っている09594で始まるコードのチェックについて

（レセ電出力設定がされている場合、かつ、短期給付と傷病年金が対象）、

平成28年4月診療以降で入力された「0959421XX～0959424XX」

については、エラーとならないよう対応しました。